

第20号議案

神戸市立食肉センター条例の一部を改正する条例の件
神戸市立食肉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立食肉センター条例の一部を改正する条例
神戸市立食肉センター条例（昭和29年12月条例第37号）の一部を次のように改正する。
第4条第1号ア中「1,363円」を「1,388円」に、「734円」を「748円」に、「577円」を「588円」に改め、同条第3号ア中「420円」を「428円」に改め、同号イ中「262円」を「267円」に改める。

附 則

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市立食肉センター条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第4条 食肉センターの使用料は、次のとおりとする。

(1) 定時間内処理（午前8時30分から午後3時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。）

ア 普通処理

牛（生後1年以上のものをいう。以下同じ。）又は馬（生後1年以上のものをいう。以下同じ。）

1頭につき 1,363円

1,388円

豚 1頭につき 734円

748円

子牛（生後1年未満のものをいう。以下同じ。）、子馬（生後1年未満のものをいう。以下同じ。）、山羊又はめん羊

1頭につき 577円

588円

イ 略

(2) 略

(3) けい留

ア 牛又は馬 1頭1日（1日未満は、1日とする。）につき

420円

428円

イ 子牛、子馬、山羊又はめん羊

1頭1日（1日未満は、1

日とする。）につき

262円

267円